

第 14 号議案

平成 25 年度

吉田町一般会計補正予算（第 4 号）

平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,592,599千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成26年3月3日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,276,616	42,613	5,319,229
	1 町民税	1,960,579	53,375	2,013,954
	4 町たばこ税	217,163	△10,762	206,401
2 地方譲与税		96,801	△3,800	93,001
	1 地方揮発油譲与税	27,800	△600	27,200
	2 自動車重量譲与税	69,000	△3,200	65,800
4 配当割交付金		7,900	5,200	13,100
	1 配当割交付金	7,900	5,200	13,100
5 株式等譲渡所得割交付金		1,500	26,200	27,700
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,500	26,200	27,700
6 地方消費税交付金		308,000	19,000	327,000
	1 地方消費税交付金	308,000	19,000	327,000
7 自動車取得税交付金		38,400	△3,000	35,400
	1 自動車取得税交付金	38,400	△3,000	35,400
9 地方交付税		281,475	3,069	284,544
	1 地方交付税	281,475	3,069	284,544
11 分担金及び負担金		138,433	△5,798	132,635
	1 分担金	8,613	△1,798	6,815
	2 負担金	129,820	△4,000	125,820
12 使用料及び手数料		63,137	△1,561	61,576
	1 使用料	48,785	△1,561	47,224
13 国庫支出金		1,548,810	820,563	2,369,373
	1 国庫負担金	582,288	△10,049	572,239
	2 国庫補助金	959,679	830,797	1,790,476
	3 国庫委託金	6,843	△185	6,658

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		648,807	△38,025	610,782
	1 県負担金	223,654	△1,266	222,388
	2 県補助金	351,753	△32,299	319,454
	3 県委託金	73,400	△4,460	68,940
15 財産収入		13,407	1,072	14,479
	1 財産運用収入	5,406	717	6,123
	2 財産売却収入	8,001	355	8,356
16 寄附金		6,543	50	6,593
	1 寄附金	6,543	50	6,593
17 繰入金		578,242	△3,065	575,177
	2 基金繰入金	574,282	△3,065	571,217
19 諸収入		88,002	1,212	89,214
	2 町預金利子	229	△110	119
	3 貸付金元利収入	242	98	340
	5 雑入	82,577	1,224	83,801
20 町債		1,933,612	△821,300	1,112,312
	1 町債	1,933,612	△821,300	1,112,312
歳 入 合 計		11,550,169	42,430	11,592,599

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		100,716	△1,209	99,507
	1 議会費	100,716	△1,209	99,507
2 総務費		1,025,408	△26,279	999,129
	1 総務管理費	773,863	△19,011	754,852
	2 徴税费	164,878	△600	164,278
	3 戸籍住民基本台帳費	53,873	△1,860	52,013
	4 選挙費	29,589	△4,808	24,781
3 民生費		3,178,988	△129,058	3,049,930
	1 社会福祉費	1,072,820	△23,145	1,049,675
	2 児童福祉費	2,105,956	△105,913	2,000,043
4 衛生費		1,692,357	△24,879	1,667,478
	1 保健衛生費	1,692,357	△24,879	1,667,478
5 労働費		2,913	△7	2,906
	1 労働諸費	2,913	△7	2,906
6 農林水産業費		207,594	△33,321	174,273
	1 農業費	68,178	△622	67,556
	3 水産業費	129,336	△32,699	96,637
7 商工費		81,115	△19,500	61,615
	1 商工費	81,115	△19,500	61,615
8 土木費		1,555,568	△141,218	1,414,350
	2 道路橋梁費	141,876	△459	141,417
	3 河川費	107,241	△13,526	93,715
	4 都市計画費	1,169,407	△127,233	1,042,174
9 消防費		1,315,515	△9,788	1,305,727
	1 消防費	1,315,515	△9,788	1,305,727
10 教育費		631,432	△9,169	622,263
	1 教育総務費	157,308	△2,838	154,470

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	96,613	△3,285	93,328
	3 中学校費	47,406	466	47,872
	4 社会教育費	171,779	△2,613	169,166
	5 保健体育費	158,326	△899	157,427
12 公債費		867,694	△6,897	860,797
	1 公債費	867,694	△6,897	860,797
13 諸支出金		870,865	443,755	1,314,620
	2 基金費	870,863	443,755	1,314,618
歳出合計		11,550,169	42,430	11,592,599

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2	総務費	1 総務管理費	交通安全施設整備費 4, 2 4 1
3	民生費	2 児童福祉費	児童福祉費 5, 2 5 0
6	農林水産業費	3 水産業費	水産基盤整備事業費 9, 4 1 4
8	土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業費 2, 9 1 6
8	土木費	4 都市計画費	榛南幹線整備事業費 3 1, 7 0 5
合 計			5 3, 5 2 6

第3表 地 方 債 補 正

1 追加

	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
榛南幹線整備事業(国補正対応分)	千円 13,500	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
合 計	13,500			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産基盤整備事業	千円 12,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 5,400	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
都市防災総合推進事業 東向2号線道路改良事業	22,000	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	16,100	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。
榛南幹線整備事業	49,000	〃			38,100	〃		
消防総合情報システム整備事業	1,200	〃			500	〃		

3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
コミュニティ広場整備事業	千円 27,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融	千円 —	—	% —	—	
高齢者人材活用センター建設事業	3,600	〃	(ただし、利率見直し方式で	資条件により、銀行					
すみれ保育園建設事業	696,000	〃	借り入れる政府	その他から借り入					
榛南幹線水路整備事業	40,500	〃	府資金及び地方	れる場合は、据置期					
住吉幹線整備事業	9,100	〃	方公共団体金融	間を含めて30年以					
都市防災総合推進事業	31,100	〃	機構資金につ	内に元利均等又は					
富士見幹線整備事業		〃	いて利率の見	元金均等若しくは、					
消防救急デジタル無線整備事業	2,200	〃	直しを行った	元利不均等の方法					
			後において	をもって年賦又は					
			は、当該見直し	半年賦で償還する。					
			後の利率)	ただし、町財政の					
				都合により繰上償					
				還し、償還期限を短					
				縮し、又は借換する					
				ことができる。償還					
				財源は、一般歳入若					
				しくは、その他の収					
				入をもって支弁す					
				る。					